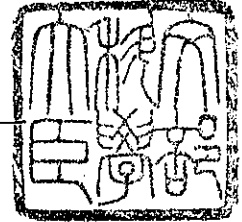


28受文科高第1933号  
平成29年3月21日

国立大学法人茨城大学長 殿

文部科学大臣  
松野 博



国立大学法人茨城大学の達成すべき業務運営に関する  
目標（中期目標）の変更について

平成29年1月30日付け16茨大戦1688号をもって中期目標の変更  
について意見提出のあった標記の件につき、別添のとおり定めたので、国立大  
学法人法（平成15年法律第112号）第30条第1項の規定に基づき、貴法  
人に提示します。



## 国立大学法人茨城大学の中期目標新旧対照表

現 行	変 更 案	変更理由
別表 1 (学部、研究科等) 学部 <u>人文学部</u> 教育学部 理学部 工学部 農学部  研究科 <u>人文科学研究科</u> 教育学研究科 理工学研究科 農学研究科 [東京農工大学大学院連合農学 研究科 (博士課程) : 参加校]	別表 1 (学部、研究科等) 学部 <u>人文学部 (H29募集停止)</u> <u>人文社会科学部</u> 教育学部 理学部 工学部 農学部  研究科 <u>人文社会科学研究科</u> 教育学研究科 理工学研究科 農学研究科 [東京農工大学大学院連合農学 研究科 (博士課程) : 参加校]	人文学部の改組に伴う名称変更及び人文科学研究科の名称変更を行うため

茨城大学 - 1

(備考)

1. 中期目標、中期計画共に変更する場合は、それぞれ別葉で作成してください。
2. 変更する箇所(現行、変更案両方)にアンダーラインを引いてください。
3. 変更のない項目については記載の必要はありません。
4. 様式は、A4横の用紙に横書きとしてください。
5. 新旧対照表の枚数が複数になる場合は、両面印刷(長辺開き)とし、ホチキスはせず、クリップで留めてください。また、ページを記載してく

ださい。

6. 国立大学法人法第35条で準用する独立行政法人通則法第28条の4に基づき、国立大学法人評価の結果を適切に反映させることが必要であり、そのために中期計画を変更する場合は、その旨を変更理由欄に明記してください。